

質 疑 ・ 回 答 書

令和6年5月1日

発注番号	06BA-1	件 名	生活保護システム用プリンタ賃貸借
No.	質 疑 事 項	回 答	
1	8. 保守 プリンターの消耗品は、純正品をご使用になりますでしょうか。それとも非純正品をご使用になりますでしょうか。 非純正品を使用し印字に不具合が発生した場合、メーカー保守対象外となる場合もございます。 その際は、発注者過失による障害と判断し、保守対象外（有償修理）という認識でもよろしいでしょうか。	トナーは純正品及び非純正品トナーの使用を想定しています。 非純正品トナーに起因する印字の不具合については、保守対象外（トナー交換で改善できる場合含む）とします。	
2	3. 納入期限、支払方法、契約期間 入札スケジュールが変更になりましたが、納入期限、リース開始日に変更はございませんでしょうか。	変更はございません。	
3	8. 保守について 前回の質疑回答 43 において、保守の範囲は定期交換部品を含むとのことですが、交換の実施は受注者による対応でしょうか。	定期交換部品も含みます。交換の実施に関しては発注者での交換により不具合が生じてしまうと対応困難になるので、受注者による対応とします。	
4	現行プリンタの廃棄について 4 月 24 日発行の質疑・回答にて「現行プリンタの廃棄は不要とします。」との記載がございましたが、 現行機器の解体や一ヶ所集約などの作業も不要でしょうか。 新規プリンタ設置時には現行プリンタはその場にはなく、そのまま設置設定できる想定でよろしいでしょうか。	現行機器の解体や一ヶ所集約などの作業は不要です。 設置方法については別途相談になりますが、現行プリンタがその場にある状態での交換も想定されます。	

枚方市 総務部 契約検査課

TEL : 072-841-1345、 FAX : 072-841-2015

E-mail 送付先 : keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp (工事)
keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp (委託)
keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp (物品)